

附表 『徳川実紀』における慶長八年より承応三年までの史料引用状況一覧

凡 例

- 1 各実紀各巻毎の主な引用史料の引用頻度を示した。
- 2 新編 国史大系『徳川実紀』における引用状況をもとにした。すなわち、副本及び徳川旧公卿家蔵の中清書本に基づいている。
- 3 ●は当該巻における中心史料として引用されていることを、○は当該巻において頻出する史料であることを、○は一回以上引用されていることを示す。
- 4 承応元年分については、『実紀』副本及び中清書本には、『尾張記』の引用注が中心史料もしくは頻出史料として書き込まれているが、史料原本段階の『紀水記』の検討により、これは、『尾張記』ではなく本来「水戸記」と注されるべきであると判断した。
- 5 承応三年分についても、『実紀』副本及び中清書本段階では「水戸記」の引用注は全くないが、史料原本段階の『承応三年御日記』の検討により、本来「水戸記」が中心史料であったと判断した。
- 6 承応二年から同三年の『実紀』副本及び中清書本には、『三家記』『紀水記』等の引用注記があるが、史料原本段階の『三家記』『承応三年御日記』の検討により、これらは単独の記録名ではなく、『水戸記』『紀伊記』『尾張記』の組み合わせを表現していることから、本表にも単独の引用史料名としては載せなかった。

徳川実紀・続徳川実紀

八七四

[illegible]

[illegible]

史料1 明暦三年八月十八日分比較

①内閣文庫163-206-3

〔御用部屋〕日記

十八日、青、左馬頭、今日 御移徙二付而、為 上使本多士佐守、御菓子一種被遣之、
一、為御本丸見分、肥後守・雅樂頭・豊後守、被相越、

②内閣文庫220-341-2

右筆所日記

八月十八日 早旦微雨疊午上刻より晴

一 左馬之頭殿從今日依新宅住居以本多士佐
守為 上使御肴鯉魚一双被遣之、

移徙之御祝儀者去月二十六日被遣之、

一 水戸黄門使者本間与右衛門今日御暇、時
服三被下之、

一 中根日向守組前場久三郎・石川喜左衛門
兩人事依為少知三百石之都合二御切米被
添下之旨豊後守伝之、但、久三郎者本知
貳百三十八石喜左衛門者本知二百石也、

一 京都・大坂・長崎・駿府より次飛脚到来

一 京・大坂・長崎江次飛脚被遣之、

一 及夕日於山里馬場令乘御馬 上覽、

酒井飛驒守組 仙石因幡守組
渡辺源藏 和田新五兵衛
右、土岐縫殿助尋之、

③ 『柳營日次記』寫真糸照

十八日 青

御肴鯉魚一双、 上使本多士佐守

今日依新宅住居 御菓子一種被遣之、左馬頭殿、

" " " " "

一 肥後守
雅樂守
豊後守

右為御本丸見分被相越、

御暇時ふく三 水黄門使者本間与右衛門

御加増百俵つゝ兩人御書院番

中根日向守組前場久三郎石河喜左衛門兩人、○依為少知三百石之都合二御切米被添下候

、久三郎ハ本知貳百三十八石喜左衛門ハ本知二百石也、

於山里乘馬 上覽、

酒井飛驒守組

渡辺源藏

仙石因幡守組

和田新五兵衛

紀 紀伊殿より柏漬尊經被差上候、

水 今日桑川庄九郎死去、

④ 『徳川実紀』

○十八日左馬頭綱重卿新邸引移をほがせ給ひ。本多土佐守忠隆御使し。鯉魚二尾をくらせ給ふ。」保科肥後守正之。酒井雅楽頭忠清。阿部豊後守忠秋本城の経営を監視す。」加恩せらるゝ番士二人。」山里乗馬上覧あり。」紀邸より柏漬鮎を献ぜらる。(日記、紀伊記)

史料2 万治元年六月廿七日分比較

① 「(御用部屋) 日記」

廿七日 曾我丹後守 知行三千石之所、又左衛門尉不殘被下之旨、中根大隅守、殿中江招之、上意之趣、豊後守伝之、

一、久我大納言内室江從姫宮様銀百枚、以次飛脚被遣、

② 右筆所日記

六月廿七日 晴

一、曾我丹後守跡式三千石之事、又左衛門江被下之旨、老中伝之、

一、京・大坂・長崎・堺次飛脚被遣之、

右、安藤市郎兵衛尋之、

③ 『柳營日次記』 寫真糸通

廿七日

曾我丹波守知行三千石之所、又左衛門

不殘被下之旨、中根大隅守 殿中江招之、

上意之趣、伝之、

久 久我大納言

内室江

從 姫君様銀百枚以次飛脚被遣、

奥 馬上覧

④ 『徳川実紀』

○廿七日故大坂町奉行曾我丹後守古祐子同職又左衛門近祐家つがしめらる。」また御馬にめさる。」けふ駅次して姫宮の御方より久我大納言広通卿の北方へ銀百枚をくらせ給ふ。こは姉宮にわたらせ給ふによてなり。(日記、御側日記、年録)

12

一、九日、日光見向之面々治之次	市兵衛、猪飼次郎兵衛、何も福小
第御書付、	袖二宛、
朽木民部少輔、松平出雲守、牧野	八日、松平右京大夫、就讀州江若
佐渡守、久世大和守等八、三月廿	岸面、使者以井田武左衛門、繪
二日禮璧、杉戸、幸手、廿三日保	武拾巻上之、松平伊豆守対面入、
田、小山、廿四日宇都宮、廿五日	此日、藤原兼中、
日光聖山、次、松平伊賀守、井上	御小袖六、御馬高力振渡守
河内守、井上筑後守、中根老候守	御小袖三、御馬五、五十五味備前守
・早部作十郎等八、三月廿三日免	参勤御十、御馬代中坊美作守
足、禮璧、杉戸、幸手、廿四日保	御馬之出家、小袖三高野、事多、
田、小山、廿五日宇都宮、廿六日	宝院、御小袖二伏見御香宮神主、
日光聖山、次二、浅野因幡守、繼	銀子十枚熊野本宮竹之坊、此日高
田左衛門佐、右兩人八、廿四日禮	力振渡守、於愛宕之下、替地
璧、廿五日保田、廿六日宇都宮、	拜領之、於上野宝樹院御注事、
廿七日日光聖山、次二、横口金十	自明九日御執行二付而、香典銀三
郎、片桐半之允兩人八、廿四日杉	拾枚、記伊大納言殿同断、尾張幸
戸、廿五日小山、廿六日宇都宮、	相繼銀廿枚、水戸中納言殿、右候
廿七日聖山、次二松平備前守、池	飲之、
田右京亮八、廿五日禮璧、廿六日	九日、参勤之殿人、松平相模守内
保田、廿七日宇都宮、廿八日聖山、	和田一学、安壽寺庄左衛門、同人
次二、青木新五兵衛、三宅左衛	家来御殿、總殿十郎、福田兵太
門組下モ二、大草主膳組下モ二、	郎、立花景守守内参勤十時、振渡御
宮城三左衛門組下モ二、右八廿六	暇、小野千松、丹羽左京内参勤丹
日禮璧、廿七日保田、廿八日宇都	羽佐十郎御暇、江口三之助、毛利
宮、廿九日聖山、次二、島田五兵	伊勢内参勤邊近左近御暇、樋口大
兵衛組下モ二同心、日向伝右衛門	九郎、島津右馬頭内参勤伊集院庄
与力同心、右八廿六日杉戸、廿七	九郎御暇、統山殿人右聖城、松平
日小山、廿八日宇都宮、廿九日聖	伊豆守対面、
山、次二、酒井膳守、曾根源左	十日、無別事、
衛門、伊丹藤人、林善法印八、	
廿七日杉戸口、廿八日小山、廿九	
日宇都宮、晦日聖山、次二、御名	
代井伊助貞佐八廿八日禮璧、廿九	
日保田、晦日宇都宮、四月朔日聖	
山、次二、間宮忍左衛門、竹屋作	
右衛門、松崎二郎右衛門、宮寺久	
右衛門、多門基左衛門八、廿八日	
杉戸、廿九日小山、晦日宇都宮、	
四月朔日聖山、物之役人十五人、	
右八廿九日禮璧、杉戸、晦日保田	

寺一東一巻、各御札、安藤右京道	参勤
被贈之、訖而換贈子を關子伏見御	参勤
香宮神主熊野山竹坊等進物、前二	参勤
禮、御札、又、入御之時於御香	参勤
院、上方代官御札、觀音寺、同弟	参勤
子式部卿、小野左衛門、多羅丸	参勤
・久右衛門、小野長左衛門、彦坂	参勤
平九郎、松波十右衛門、平野勝次	参勤
郎、猪飼次郎兵衛、藤林市兵衛、	参勤
猪飼十助、猪飼五兵衛、佐野長	参勤
十郎、各香御献之、	参勤
一、今日、勤答、午后刻御白書院	参勤
出御、御書院、御上進御書院、	参勤
御大刀、品川内膳正、御腰物	参勤
本多士佐守致之、阿伝、阿院	参勤
使一人つ、御目見、吉良被贈之、	参勤
則下進御左方進座、於愛阿伝、	参勤
老召、勤答、又本座、次、小	参勤
阿、坊城老召、同前、但、進出、	参勤
次、清水谷老召、同前、進出、於	参勤
次間、老臣及吉良為、御使、各賜	参勤
御暇、勤使、院使兩人、高倉	参勤
出座、御札、畢而、入御、其後於	参勤
御白書院次間、賜物水、阿伝、	参勤
三郎、白銀二百、小阿、坊城、	参勤
兵衛五郎、白銀百、清水谷、兵衛	参勤
三郎、白銀百、高倉、御子、白	参勤
銀百、各被下之、賜老臣、拜受、	参勤
次二、於御間、振家使者、伝書家	参勤
老、御冠御拜領物如何、奏書書	参勤
被之、	参勤
四日庚午	参勤
一、松平和泉守、為、上使東本願	参勤
寺門跡御暇、白銀三百枚、錦子	参勤
三百把被進之、同米九、白銀百	参勤
枚、兵衛十拜領之、	参勤
五日辛未	参勤
一、勤使、院使、江戸免足、	参勤
六日壬申	参勤
七日癸酉	参勤

明曆三年十月			
十月 朔日 晴 一、如例月御札有之、 一、來年正月 台徳院様廿七回忌二付、知恩院御 門跡御下向儀様二按思召之旨、從 老中宿繼二面被仰達之、	十月 朔日 晴 一、如例月御札有之、 一、來年正月 台徳院様廿七回忌二付、知恩院御 門跡御下向儀様二按思召之旨、從 老中宿繼二面被仰達之、		
十月朔日 晴 一、大坂、駿河より次衆御到來、 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月朔日 晴 一、大坂、駿河より次衆御到來、 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月朔日 晴 一、大坂、駿河より次衆御到來、 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月朔日 晴 一、大坂、駿河より次衆御到來、 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守
なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし
十月朔日、一桑御内室ヨリ御札、 奥方ニ來、四日、玄徳參上、五日、 玄徳參上、六日、玄徳參上、玄路 如例、七日、玄徳參上、八日、玄 徳參上、十日、玄徳參上、	十月朔日、一桑御内室ヨリ御札、 奥方ニ來、四日、玄徳參上、五日、 玄徳參上、六日、玄徳參上、玄路 如例、七日、玄徳參上、八日、玄 徳參上、十日、玄徳參上、	十月朔日、一桑御内室ヨリ御札、 奥方ニ來、四日、玄徳參上、五日、 玄徳參上、六日、玄徳參上、玄路 如例、七日、玄徳參上、八日、玄 徳參上、十日、玄徳參上、	十月朔日、一桑御内室ヨリ御札、 奥方ニ來、四日、玄徳參上、五日、 玄徳參上、六日、玄徳參上、玄路 如例、七日、玄徳參上、八日、玄 徳參上、十日、玄徳參上、
十月 朔日 晴 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月 朔日 晴 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月 朔日 晴 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	十月 朔日 晴 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守
なし	なし	なし	なし
八月甲戌 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	八月甲戌 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	八月甲戌 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守	八月甲戌 一、御府之域、加番之面々相替之旨注 之、 一、三日、參勤御札有之、 一、小袖六金馬代、松平阿波守 金馬代、溝口出雲守 馬代、如例月、終而萬家面々、次文 熊馬代、毛利日向守

一、増上寺門前之所化、此奉額火 二、達申候、惣坊主兼江銀五十貫目 被下之、	舞院、次、法印、法藏之意志一同 御札、右邊寺間之御帳障子、雅乘 願開之、數居御立御、御次間出仕 之面々並居、一同間所是瀬之富士 御札、方丈壁、城、於御座之間御 目見、	緒着 奥平大膳 同所 西尾主殿 御帳出申衆 小袖三羽折一 小袖三羽折一 本多中務 同五羽折 土岐山城守 一、銀馬代、初而御札口三見見、 中左左京、是八宮様之上屬之御方 之弟也、
二日 曇 一、跡目被 仰付之、 高十一万石余 松平万吉 萬老万八千石 松平万吉 右之通無相違被 仰付、老中列座、 伝之、	一、増上寺町口之門当奉焼失候、 可被遊御門建之旨也、 一、増上寺寺僧十六軒、所化葉九 十四軒此奉額火付而、白銀百五十 貫目被下之間、宜有配分之旨也、 右三ヶ条、今日以松平出雲守、増 上寺方大江所被 仰遣候也、 一、從日光御門跡御折掛之御 札被獻之、常照院持參之、萬豊後 守、退出云々、 一、於山里馬場 御馬 上覧、御 書院番、御小姓組當番之内、勤之、 右、丹羽平右衛門尋之、	被仰付、 一、秋元越中守跡目忠義九郎二被 仰付、 一、五日 參勤御札 小袖二重金馬代 松平出羽守 銀馬代 松平上野介 一金廿枚 越中御札 松平万吉 一、御腰物等代金馬代十枚遣物 松平旗津守 松平万吉家来 太刀目録 松平治兵衛 太刀目録 奥平八良右衛門 一金五枚 御腰物 秋元越中守一青 御腰物 越中御札 秋元越中守一青 御百疋 細川佐次右衛門一問 越中守子 青木五右衛門 一、八日 一、御生内膳鉢於上方死去、
三日 雨風吹 一、巳刻御白書院 出御 一、參勤御札 小袖六、金馬代 松平阿波守 銀馬代 毛利日向守 金馬代 濱口出雲守 御書 奥平大膳亮 一、御腰 本多中務大夫 御腰六、御折 土岐山城守 御腰五、御折 御目見、太刀 目録、銀馬代連上之、 一、御腰 細井佐次右衛門 御腰三、御折 御代官小堀仁右衛門 小袖三、羽折 御代官小堀仁右衛門 一、松平出羽守參勤二付、 上使 阿部豊後守被遣之	十月二日 曇時々晴 一、京都より次飛脚狀箱到來、 一、巳刻、御白書院 出御、御刀 御腰五、御折、増上寺方丈 御目見、 松平出雲守被遣之、於 御前雅乘 願、伊豆守、豊後守挨拶申上之、 是増上寺寺僧并所化寮、当奉額火 之分、白銀可被下之旨、昨日被 仰出之御札也、 一、松平旗津守病死之儀、及 上聞、仰出之趣、 旗津守事、若年二而令死去不便被 思召也、新規之内養子仕、存生 之内度々老中迄相違之儀、依被聞 召居、被跡継一四養子万吉事、幼	
四日 曇午刻ヨリ晴天 一、殿中別奏無之、		
五日 一、巳刻御白書院 出御、 一、參勤御札		

口出雲守、同銀馬代、毛利日向守、
同籍者、奥平大膳亮、同籍者、西
尾主水、
總國御暇、小袖三十、御馬一疋、
松平伊豫守、同小袖六ツ、羽織一、
本多中務、同小袖五、羽織一、土
岐山城守、初而御札、太刀目録、
中左左京、
四日 辛未
五日 壬申
六日 癸酉
七日 甲戌
八日 乙亥 松平安藝守參勤御札、
御腰、小笠原大和守、松平信濃守、
九日 丙子 金地院跡五右衛門被 仰
付、そろく位階表二成、
十日 丁丑

御膳所、御馬代 松平出羽守 松平上野介	萬吉并松平彈正忠、酒井修理大夫 松平河内守、酒井日向守、殿中 招之、右、御徒之通、種茶頭演達 之、伊豆守、豊後守列其席、
一、繼目御札 松平万吉 秋元甚九郎	一、秋元越中守病死、達上聞、 仰出趣
一、初御目見、 為目、津江守二男青木久右衛門 御徒次右衛門子 細井銀右衛門 御馬代、松平万吉家老奥平八郎右衛 門、久松次兵衛	越中守相果不便二被、思召也、好 之内致美子、存生之内是也、老中迄 達之儀被聞召分、被辭職不儀美子 甚九郎江被下之、甚九郎若年之間、 以美所替可被仰付之由也、則甚九 郎并松平備前守、久世大和守、久 世三四郎、水野甲斐守、戸田三郎 左衛門、殿中召之、伊豆守、豊後 守列座而、右御意之趣、種茶頭演 達之、
六日 晴 一、宗對馬守氣色散々之体ニ付而 上使、水野庄左衛門 被遣之、為御札是種番守豐城、 一、如例年其猪御祝在之、	右阿桑、御白書院タマリニテ老中達 之、 一、松平万吉家老久松治兵衛、奥 平八郎左衛門、松平大学、當中招 之、右仰出之趣、老中申聞之、 一、亥頃、自水戸殿使者岡崎平右 衛門被獻之、被使者御暇、時辰三 被下之、豊後守述之、賽者御書被 之、
七日 晴 一、殿中別桑無之、	右、松平出羽守、甚多見大元龜之 之、
八日 晴 一、(此桑空白、実記調所本「明 曆日録」内開163-206-3 にて補) 金地院等江御面坐被、御付、甚表 共二被、御付、 一、(此桑空白、前項同様「明 曆日録」にて補) 上才之面坐リ古地居二成、 一、松平安芸守參勤二付、為上 使阿部豊後守被遣之、	十月三日 晴時常晴 一、巴后刻御白書院、出御、御力 大元龜出御等被之、上段、着御、參勤 之御札、所謂 一、御小袖之、御太刀、金馬代、松平阿 波守 一、御太刀金馬代、溝口出雲守 一、御太刀金馬代、毛利日向守 一、御者一種、奥平大膳亮 一、同斷、西尾主水 右之通、以進物一人充御札、但阿 波守ハ種茶頭被置、余者賽者番被
九日 晴、巴刻、御白書院、出御 參勤御札、小袖十、金馬代、松 平安芸守、御馬代、本多内膳介 同、毛利伊勢守	

病後御礼 籍着金馬代 松平土	次、中桑左京佐被 召出之、以御
佐守	太刀目録御目見、是又籍着番被露、
駿府加番婦 銀馬代 戸田淡路	次、松平伊予守被 召出之、在所
守 同 一色右京	江初而御暇、御馬被下之旨被仰
同所在番婦、同 三枝旗津守	出之、退去之後松平新太郎・松平
籍着 牧野太郎右衛門	備後守、一人充出座、御礼、是、
御暇 小袖三十御馬一疋 出羽	伊予守初而御暇被下儀、悉被存之
寺子松平信濃守 同羽織 小笠	由也、次、本多中務・土岐山城守
原大和守	一人充被 召出之、在所御暇退座
一、野々山源兵衛、京都婦 御目	之時、於次之間時服被下之旨、老
見、御返事申上、	中伝之付而、各重而出座、御礼申
一、下段金換陣子、雅楽願開之、	上也、
御次間、駿河婦 御書院衆並居、	次、從御勝手方、繪井佐次右衛門
一同御目見、	・小堀仁右衛門一人充被 召出
十日有 殿中別衆無之、	之、御暇被下畢而入御、
	入御已後御暇之面々時服願衆、老
	中列座、奏者御書院之、
	一、時辰三十 松平伊予守
	一、同六、御羽折一 本多中務
	一、同五、御羽織 土岐山城守
	一、同二、羽折 小堀二右衛門
	一、松平出羽守參府付而為 上使
	量後守遣之、
	一、從駿府以飛脚書狀到來、
	一、今曉勘町八丁目屋一宇焼失、
	右、雅興半左衛門尋之
	十月四日無事今朝より晴、先刻より雨
	一、評定所、式日之寄合無之、
	一、大坂、長崎より次飛脚到來、
	一、於山王馬場、御馬、台覽、御
	書院番、小姓組當番ノ内、勤之、
	右、丹羽平右衛門尋之、
	十月五日、晴、風小
	一、已后刻、御白書院 出御、御
	上、御刀 重御書院中 御上段 若御、
	一、松平出羽守、依參府 御目見、
	御太刀馬代、銀馬代、御小袖御書院之、